個人情報ファイル簿 (表)

個人情報ファイルの名称	古物営業管理ファイル
行政機関等の名称	愛知県警察本部長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	
個人情報ファイルの利用 目的	古物営業等事務の遂行のために利用する
記録項目	1受理警察署、2受理年月日、3許可番号、4統一許可番号、5主たる警察署、6許可年月日、7主たる営業所等届出書、8許可の種類、9営業所名称(カナ)、10営業所名称(漢字)、11法人種別、12主たる事務所の所在地、13営業者電話番号、14営業者本籍、15行商、16主たる取扱区分、17営業者国籍、18代表者氏名(カナ)、19代表者氏名(漢字)、20代表者生年月日、21代表者住所、22代表者本籍、23代表者国籍、24代表者異名(カナ)、25代表者異名(漢字)26役員住所、30役員電話、31役員本籍、32役員国籍、33役員生年月日、34営業所名(カナ)、35営業所名(漢字)、36管轄警署、37営業所所在地、38営業所電話番号、39営業所取扱区分、40管理者氏名(カナ)、41管理者氏名(漢字)、42管理者生月日、43管理者住所、44管理者電話番号、45管理者名(カナ)、46(管理者(漢字)、47管理者実住所等(備考)48返納日、49実態把握日付、50立入時間、51措置区分、52主な違反区分、53対象区分、54概要、55保管場所管轄署、56保管場所所在地、57保管場所名称
記 録 範 囲	古物商、古物市場主及び質屋
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報	✓ 含む □ 含まない
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) 愛知県警察本部情報公開センター
	(所在地) 〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	古物商又は古物市場主に係る9、10、12、16、18から37、39から47の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則(平成7年国家公安員会規則第10号)第5条第3項及び第6項による。質屋に係る9、10、12、18から37、39から47の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25条)第8条第1項による。
個人情報ファイルの種別	 ★法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 一法第60条第2項第2 一方第21条第7項に該当する ファイル 一有
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイル	✓ 該当 非該当
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	(名 称) 愛知県警察本部情報公開センター(所在地) 〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
作成された行政機関等匿 名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) - (行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	_
備	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関 等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該 当する□にレ印を付すこと。
 - 当する口にレ印を付すこと。

 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。